

これらの一連の施策により、学校図書館担当者が持つ、学校図書館にコンピュータが置かれることに対する違和感が払拭されていった。

コンピュータの用途は、小中学校では貸出・返却、資料検索、蔵書点検が多く、高等学校はインターネットの利用が最も多い。これからの学校図書館はレファレンス用資料を中心にインターネットにより情報資源にアクセスすることが多くなるが、小中学校の現状では、まだ環境が整っているとは言い難い。全国学校図書館協議会の行った2008年度の調査⁽¹²⁾によると、学校図書館においてコンピュータを導入している学校の割合は、小学校52.0%、中学校57.5%、高等学校89.6%であり、小中学校での導入が遅れている。1校あたりのコンピュータの平均台数は、小学校1.7台、中学校1.8台、高等学校3.8台と少ない。導入が遅れている原因の第1位は予算不足、第2位は専任の図書館担当者がいないこと（高校を除く）をあげている。学校図書館の情報化においても「人」の問題が隘路になっていることがわかる。

学校図書館では従来、学校図書館の利用法を指導する「利用指導」が行われてきたが、これからは学校教育において一層重視されてきている情報活用能力の育成が大きな課題となる。教科等で情報活用能力の育成指導を行うのは各教員だが、司書教諭・学校司書は、その指導法を各教員に伝えたり、チーム・ティーチング(TT)として共に指導したりする。しかし、学校図書館として児童生徒への指導法、教員への支援の方法についてはまだ十分確立しておらず、学校現場で実践が積み重ねられているところである。堀川らは、これらに対応するために司書教諭は常に情報に関する新しい知識、技術を評価し取り入れることの重要性を指摘している⁽¹³⁾。これまで図書を中心に経営・運営をしてきた学校図書館にとっては、社会の情報化に遅れて対応するのではなく、先取りした形で行うことが要求されることになる。

(全国学校図書館協議会^{もりた もりゆき}：森田盛行)

- (1) 中央教育審議会. 我が国の高等教育の将来像(答申). 2005, 189p.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm. (参照 2009-10-13).
- (2) 文部科学省. “第1章 総則”. 小学校学習指導要領. 東京書籍, 2008, p. 17.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/sou.htm. (参照 2009-10-13).
- (3) 文部科学省. “第1章 総則”. 小学校学習指導要領. 東京書籍, 2008, p. 16.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/sou.htm. (参照 2009-10-13).
- (4) 文部科学省. “第1章 総則”. 小学校学習指導要領解説 総則編. 東洋館出版社, 2008, p. 2.
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/06/16/1234931_001.pdf. (参照 2009-10-13).
- (5) 文部科学省. “16. 学校図書館の活性化推進総合事業(新規)”. 文

部科学省事業評価書 -平成21年度新規・拡充事業等-. 2008, p. 69-74.

- http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/08100105/020.htm. (参照 2009-10-13).
- (6) “学校図書館メディア基準”. 全国学校図書館協議会.
http://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-37.html. (参照 2009-10-13).
- (7) “学校図書館施設基準”. 全国学校図書館協議会.
http://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-38.html. (参照 2009-10-13).
- (8) “学校図書館評価基準”. 全国学校図書館協議会.
http://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-44.html. (参照 2009-10-13).
- (9) 須永和之. 学校図書館評価基準(成案)策定について. 学校図書館. 2008, (699), p. 47-48.
- (10) “平成20年通信利用動向調査の結果(概要)”. 総務省.
http://www.soumu.go.jp/main_content/000016027.pdf. (参照 2009-10-13).
- (11) “ミレニアム・プロジェクト(新しい千年紀プロジェクト)について”. 首相官邸.
http://www.kantei.go.jp/jp/mille/991222millpro.pdf. (参照 2009-10-13).
- (12) 全国学校図書館協議会研究・調査部. 2008年度学校図書館調査報告. 学校図書館. 2008, (697), p. 51-53.
- (13) 堀川照代ほか編. インターネット時代の学校図書館. 東京電機大学出版局, 2003, 173p.

CA1699

「読みやすい図書のためのIFLA指針」の改訂について

1. はじめに

1997年に、「読みやすい図書のためのIFLA指針」(IFLA Guidelines for Easy-to-Read Materials; 以下「IFLA指針」という)⁽¹⁾が、LSDP(Library Serving Disadvantaged Persons Section—利用において不利な立場にある人々への図書館サービスに関する分科会)⁽²⁾より発行された。この指針は、同分科会の常任委員会委員であったスウェーデンの「読みやすい図書センター」の所長であるブロール・トロンバック(Bror Tronbacke)を中心として作成された。

このIFLA指針は、「読みやすい(easy-to-read)⁽³⁾」という概念を利用する2つの形態の出版を想定している。1つはオリジナルがあるものを対象者の読むレベルに合わせて、翻案をする出版である。もう1つは、最初から対象者に合わせた内容で、読みやすく書き下ろしをする出版である。トロンバックの「読みやすい図書センター」の出版物を見るとこの2つの異なった出版があることがわかる。前者は今まさに一般に読まれているものを読みたいという希望に沿った出版であり、後者は読んで理解することが困難な人々を対象に絞った内容が多い。

「読みやすい」図書は、媒体も紙だけでなく、ラジオやテレビ、そして電子媒体での出版にも有効である。「読みやすい図書センター」では、2008年までに約800冊を出版しているが、そのうちの670冊がTPB(スウェーデン国立録音点字図書館)によりDAISY化(音声のみ)されている⁽⁴⁾。更にマルチメ

ディア DAISY (CA1486 参照) による読みやすい電子図書の出版の試み⁽⁵⁾も始まった。

こうした状況の中で、2007年に、LSNの常任委員会において、上記指針の改訂の提案がなされた。最初の発行から10年が経過し、インターネットや情報技術の進展は目を見張るものがあり、紙以外の出版方法に関して改訂が必要になってきたからである。2009年8月には、最終案がLSN常任委員会に提出され、2009年11月現在、審議中である。

筆者は、デンマークのフリーランス図書館コンサルタントであるギッダ・ニールセン (Gyda Nielsen) と共にトロンバッケが行う改訂作業に参加した。その経験を踏まえ、今回の主たる変更点に焦点を当てながらIFLA指針を紹介する。

2. 「読みやすい (easy-to-read)」概念を支える理念

この指針の基本となるのは、「すべての人が、文化、文学及び情報に、それぞれ理解できる形でアクセスできるというのが、民主主義的な権利である。」⁽⁶⁾とする考え方である。今回の改訂にあたっては、前回の指針にはなかった「国連障害者権利条約」⁽⁷⁾の理念を取り入れている。この条約は、2006年12月に国連の総会で採択され、2008年5月には、20か国の批准により、法的効力のある国際法になった。この条約は障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重の促進を目的としている。条約が定める「合理的配慮」の中に指針が求める「読みやすい」図書が含まれることは明らかである。

3. 対象グループについて

今回の改訂においては、障害に関する用語の変化により、handicapという言葉はすべてdisabilityに変更されている。また、ADHD (注意欠陥多動性障害)、アスペルガー症候群、レット症候群、そして認知症など最近一般的に認知されるようになってきた障害も新指針に追加された。

なお、トロンバッケの図書センターにおける「読みやすい」図書の出版を見てみると、圧倒的に、読みに問題がある成人および青年のための図書に集中している。しかし、何らかの理由で読みやすいテキストを必要としている人たち、例えば、移民・小学生など語学力あるいは読む能力が不十分で、一定期間、この種の図書が役に立つ人々も指針が対象とするグループである。

4. 電子媒体を利用した読みやすい図書

前述のように、今回の改訂の中心は、「読みやすさ」をより効果的にする電子媒体の紹介となっている。

そのひとつがマルチメディア DAISY である。DAISY は当初、視覚障害者のために開発されたシステムであったが、現在は通常の印刷物を読めない障害 (print disability) がある人々に対して有効なデジタル録音図書の国際標準規格として、DAISY コンソーシアム⁽⁸⁾によって開発・維持が行われている。

新指針では言及されていないが、今後、こうした技術を開発や活用することにより、最初から紙媒体を利用することなく、かつ、さまざまなニーズに対応した「読みやすい」マルチメディア電子図書の出版も可能になると考えられる。

5. さいごに

改訂されたIFLA指針においては、「読みやすい」とは何かという概念に対する科学的な探究や実践的な研究が必要であると述べている。トロンバッケを中心とした国際的な「読みやすい」図書のネットワーク⁽⁹⁾も立ち上がっており、言語学や教育だけでなく、障害やグラフィックデザインなど多分野にわたる研究者の連携により「読みやすい」図書の共同研究が進むと考えられる。

また図書館の役割について、新指針では、すべての利用者にサービスを提供するべきであり、そのために資料やサービスに関する利用案内、広報用ポスター、およびウェブ上の情報は、アクセシブルにするべきであると追記している。図書館員は、情報を明確でわかりやすく表現する責任があることを認識し、サービスを行う上でIFLA指針を活用してほしい。

日本においては、2009年6月に公布された「著作権法の一部を改正する法律」⁽¹⁰⁾により、2010年1月1日から一定の条件のもとで翻案も無許諾で可能となるので、「読みやすい」図書や情報に関する社会全体の理解や取り組みの推進が期待される。

(日本障害者リハビリテーション協会：野村美佐子^{のむらみさこ})

(1) Tronbacke, Bror I., ed. IFLA Guidelines for Easy-to-Read Materials. International Federation of Library Association and Institutions, 1997, 34p.

トロンバッケ, ブロール. 読みやすい図書のためのIFLA指針. 日本障害者リハビリテーション協会情報センター訳. 2001, 34p.

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/ifla.html>. (参照 2009-10-09).

(2) LSDP は 2008 年 12 月、LSN (Library Services to People with Special Needs Section—特別なニーズのある人々への図書館サービス分科会) に変更されている。

(3) 「easy-to-read」の訳には、「やさしく読める」、「読みやすくわかりやすい」などがあるが、ここでは「読みやすい」と言う訳語で統一する。

(4) トロンバッケ, ブロール. “講演会「読みやすさ、わかりやすさに向けたスウェーデンの取り組み」2008年5月29日”. 日本障害者リハビリテーション協会障害保健福祉研究情報システム.

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/guideline/080529_seminar_bror/bror.html. (参照 2009-10-09).

(5) スウェーデンでの取り組み事例については以下の文献を参照。

Boqvist, Lena. "Nytt projekt: Elever testar text i talbocker". Bibliotek for alla. 2008, (3), p. 4-5. (Swedish).

※日本語要約は、以下のウェブページを参照。

“スウェーデンの事例 リーディングエー市の学校でマルチメディア DAISY 図書を試用”. 日本障害者リハビリテーション協会障害保健福祉研究情報システム.

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/daisy/sweden/example_index.html. (参照 2009-10-9).

なお、国内でのマルチメディア DAISY 電子図書が付いた読みやすい図書出版として以下がある。

ソールセン、ロッタほか. 赤いハイヒール：ある愛のものがたり. 中村冬実訳. 日本障害者リハビリテーション協会, 2006, 59p.

(6) Tronbacke, Bror I., ed. IFLA Guidelines for Easy-to-Read Materials. International Federation of Library Association and Institutions, 1997, p. 2.

(7) "Convention on the Rights of Persons with Disabilities". United Nations. <http://www.un.org/disabilities/default.asp?id=259>, (accessed 2009-10-09).

(8) DAISY Consortium. <http://www.daisy.org>, (accessed 2009-10-09).

(9) Easy-to-Read Network. <http://www.easy-to-read-network.org>, (accessed 2009-11-14).

(10) “著作権法の一部を改正する法律”. 文部科学省. http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afildfile/2009/03/11/1251916_3_3.pdf, (accessed 2009-10-09).

Ref:

藤澤和子ほか編. LL ブックを届ける. 読書工房, 2009, 327p.

CA1700 「偽学術雑誌」が科学コミュニケーションにもたらす問題

科学関係の大手出版社である Elsevier 社発行の The Australasian Journal of Bone and Joint Medicine はじめ 6 誌が、2000 年から 2005 年の間に他の雑誌からの転載論文を掲載し、かつ、その転載論文が医薬品メーカーであるメルク社から資金を受けて研究された論文であったにもかかわらずそのことを公表していなかった、という事実が 2009 年 4 月から 5 月にかけて発覚した⁽¹⁾⁽²⁾。これに対し Elsevier 社は、十分な情報開示をせずにつつうの雑誌論文のようにみえるような出版をおこなったことを謝罪し、今後情報開示のルールを徹底することを明言した⁽³⁾。この事件はとくに The Scientists 誌のウェブ版で多くの議論を呼んでいる。問題は、この雑誌が、ピアレビューされた論文のようにみせかけてそれら転載論文を載せていたこと、および論文のスポンサーをきちんと公開しなかった点である。このスキャンダルを、出版社の倫理の問題として論じることは簡単である。しかし、本稿では、この事件の提起する問題が学術コミュニケーションに対してもつ意味、また学術コミュニケーションと社会の関係など、科学コミュニケーションの側面から考えてみたい。なおここで、学術コミュニケーションとは、学者の共同体のなかに閉じられたコミュニケーションを指し、科学コミュニケーションとは、学者の共同体

の境界をこえて、広く社会とのコミュニケーションをふくんだものを指す。

まず学術コミュニケーションに対してもつ意味について考えてみる。本事實は、メルク社に対する訴訟（メルク社製の薬 Vioxx 服用中に心臓麻痺で死亡した患者に関する訴訟）のプロセスで明らかになった。そこで、世界医学雑誌編集者協会（World Association of Medical Editors）のメンバーであるイェリネク（George Jelinek）氏は、「かの出版物は、メルク社によって資金供与され、かつメルク社の製品に対しポジティブな結果を導く論文のみが掲載されているにもかかわらず、ピアレビューされた論文のように誤解されやすい状況だった」と証言した⁽⁴⁾。つまり、情報を受け取る医師の側から言えば、医師らは、医薬品の使用を促進するようにデザインされた出版物を、まるでピアレビューされた論文誌かのように Elsevier 社から受け取っていたことになるのである。これは、ピアレビューによって維持されている真面目な医学雑誌群に対する侮辱であると同時に、学術コミュニケーションにおいてピアレビューがもっている認知的権威（学者集団のなかである見解や考え方が幅広く用いられ、権威をもったものとして考えられていることを指す）を汚す行為である。問題の雑誌群には、編集委員会のもとで書かれたという誤解を与えるような表現があったことから、ピアレビューされた論文が一つの認知的権威であることを逆手に利用していたことが示唆される。学術コミュニケーションにおいて形成されていた信頼や認知的権威を脅かすことになる行為といえよう。

次に、学術コミュニケーションと社会の関係、ひいては科学と社会のコミュニケーションの問題として捉えてみよう。学術コミュニケーションのみならず、一般社会においても、「ピアレビューのある雑誌に載った論文は妥当性の保証がされている」という前提が共有されている。ピアレビューされた論文は、社会においても 1 つの認知的権威なのである。この事件は、この前提および社会からの信頼や認知的権威に対してどのような意味をもつのだろうか。

学術コミュニケーションと社会の関係を考える際、本事件と韓国ファン（黄禹錫）らによる捏造事件（CA1582 参照）とを比較してみると、興味深いことが明らかになる。2005 年の Science 誌上に載せた 2 本の論文がファンによる捏造であることが発覚した際、ピアレビューの果たす役割についての議論が多くまきおこった。Nature 誌のエディトリアルは、ピアレビュー（査読）システムは論文に書かれていることは事実であるという前提のもとに作動しており、不正を検知するためにデザインされているわけでは